

第26回大阪市障がい者スポーツ大会 水泳の部 実施要領(予定)

1. 競技規則

実施年度の「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び本大会実施要項により行う。

2. 競技方法

- (1) 飛び込みスタートについては、すべてスタート台横(右側)からとする。
- (2) 障害区分23(視力が0から0.01まで)の選手は、競技中に、光を通さないゴーグルを装着すること。また、ゴールとターンでは、安全な棒などで身体をたたいて合図する必要があり、選手が合図する人を用意する場合は、25mの場合は1人、50mの場合は2人用意すること。
- (3) 水中スタートをする選手でプール横またはスロープから入水する場合は、通告による選手紹介後、審判長の笛の合図を待たずにただちにプール横またはスロープに移動し、入水すること。
- (4) 自由形種目に限り、プールの底に立つことは失格とならないが歩くことは許されない。また、競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。

3. 招集

- (1) 招集所は、プール入口に設ける。
- (2) 下記の招集開始時刻に集合し、競技役員からチェックを受けること。最終点呼終了後、競技役員がスタート地点に誘導する。招集に遅れた選手については、棄権したものとみなす場合がある。ただし、競技開始が早くなることがあるので注意すること。

● 招集開始時刻：競技開始 20分前 ● 招集完了時刻：競技開始 10分前

4. 注意事項

- (1) 受付時にIDカードを配布するので、招集時に携帯すること。
- (2) けがを防ぐため、鍵などを手首や身体につけて競技することを禁止する。
- (3) 競技を終えた後は、競技役員の指示に従って退場すること。
- (4) 閉会式は行わないため、各自の競技終了後、記録証引換所(体育室内)で記録証を受け取ること。
- (5) 水着の重ね着は禁止する。着用できる水着は1枚とする。
※インナー用ショーツ(サポーター)や女性用インナーパッドは認める。
- (6) 水着、身体へのテーピングは基本的に禁止とする。医学的な理由で使用する場合は、競技開始までに審判長に申し出ること。

5. その他

- (1) 練習時間は、午前9時30分から10時15分までとする。
- (2) 大会中のけがや病気については、応急手当を除いて主催者は一切責任を負わないので、健康と安全には各自が十分に注意すること。なお、主催者において、行事保険に加入している。
- (3) 荷物は各自で管理すること。特に盗難には注意すること(更衣室に荷物を放置しないこと)
- (4) 会場内では、決められた場所以外には立ち入らないこと。喫煙は決められた場所で行うこと。